

令和3年10月13日

旭川市水道事業管理者  
木口信正様

旭川市上下水道事業審議会  
会長 杉村樹可

水道料金及び下水道使用料の見直しについて（答申）

令和3年2月8日付け旭水総第296号で諮問された水道料金及び下水道使用料の見直しについて、6回の審議会を開催し、意見提出手続により市民から寄せられた意見等を踏まえながら慎重に審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

なお、水道料金・下水道使用料の改定及び減免制度の廃止に当たっては、市民や事業者に対して改定の必要性や内容などの丁寧な周知に努められたい。

# 答 申 書

令和3年10月13日

旭川市上下水道事業審議会

## 1 水道料金・下水道使用料の改定について

### (1) 改定の必要性について

水道・下水道事業は、近年の人口減少や節水機器の普及等により、料金収入が減少傾向にあり、老朽化した管や施設が今後増加する見込みであることから、計画的に更新するための費用が必要となる。

令和2年3月に策定した水道事業・下水道事業中期財政計画において、水道事業では年度末資金が令和4年度から不足し、それ以降不足額が年々増加する見込みであることから、重要なライフラインである水道事業を安定して運営していくためには、水道料金の改定はやむを得ないと考える。

また、下水道事業では年度末資金が令和4年度から不足するものの、令和10年度には資金不足が解消される見込みであることから、下水道使用料について値上げのための見直しを行わないことは妥当である。

なお、水道・下水道事業の運営が持続的に可能となるよう、コンパクトなまちづくりなどについても検討を進め、引き続き効率的な事業運営に努められたい。

### (2) 水道料金の算定期間、改定時期及び改定率について

料金算定期間については、概ね将来の3年から5年を基準とすることが妥当とされているが、今後の資金収支の見通しを踏まえ、改定率を抑えるため令和4年度から令和9年度までの6年間とすることは妥当である。

水道料金の改定時期については、コロナ禍における市民生活や企業活動に配慮する必要があるものの、改定時期を延期することは将来への負担の先送りとなり、平均改定率がさらに増加することから、特に収入が定額である年金受給者等の負担をできる限り抑制する観点など総合的に勘案した結果、改定時期を令和4年4月とし、6月検針分から新料金を適用することはやむを得ないと考える。

なお、コロナ禍の影響を受け水道料金・下水道使用料の支払いが困難な市民や事業者に対し、生活や経営状況などを丁寧に聞き取った上で、引き続き支払時期の猶予など必要な対応に努められたい。

水道料金の平均改定率については、配水管や施設の計画的な改修・更新などに最低限必要な資金を確保するため14.9%とすることは妥当である。

### (3) 水道料金・下水道使用料の料金体系及び料金表について

水道料金について、現行の家事用及び家事用以外の用途では、1か月で8<sup>m</sup>までの使用を定額とする基本水量制としているが、単身世帯の増加や節水機器の普及等により基本水量以内の少量使用者が増加傾向にあることから、基本水量制を廃止し使用水量に応じた料金体系とすることは妥当である。

家事用以外の従量料金では、使用水量区分ごとに1<sup>m</sup>当たりの単価が高くなる逓増制としているが、負担の公平性を図るため逓増制を緩和することは妥当である。

また、使用水量を測定するため各家庭や事業所に設置している水道メーターは、口径の大きさにより費用差があることから、負担の公平性を図るため、口径別の基本料金とすることは妥当である。

臨時用の用途については、口径別の基本料金に管理業務費用を加えた額を基本料金とし、家事用以外の用途に準じた従量料金とすることは妥当である。

下水道使用料については、現行では水道料金と同様に1か月で8 m<sup>3</sup>までの使用を定額とする基本水量制としているが、水道料金の見直しと併せ、基本水量制を廃止し使用水量に応じた料金体系とすることは妥当である。

以上のことを踏まえ、料金表を別表とすることは妥当である。

## 2 水道料金・下水道使用料の減免制度について

減免制度については、主に水道、下水道の拡張時期における水道料金等の大幅な値上げに対する負担緩和措置などとして導入されたものであるが、福祉施策の一環であることを踏まえた上で、独立採算性と利用者負担の公平性の原則から、現行制度の在り方を検討する必要がある。

各減免対象に対する意見は次のとおりである。

### (1) 社会福祉施設

平成20年度に負担増となる見直しを行っていることもあるため、今回の見直しでは現行制度を維持することとし、制度内容について継続して検証していくことは妥当である。

### (2) 公衆浴場

住民の利用機会を確保するため物価統制令により入浴料金の上限額が定められており、経営が不安定な状況にあることから、当該減免の継続は妥当である。

### (3) 生活保護世帯

生活保護費の算定には光熱水費が含まれており、公平性の観点から生活保護制度との重複を解消するため当該減免の廃止は妥当である。

### (4) 独居高齢者世帯

高齢化社会の進展に伴い単身世帯が増加傾向にあることから基本水量以下の独居高齢者世帯への負担緩和措置として導入されたものであるが、基本水量制を廃止し使用水量に応じた料金体系とすることで導入目的が解消されることから、当該減免の廃止は妥当である。

### (5) 児童扶養手当受給世帯及び特別児童扶養手当受給世帯、障害者のみの世帯

関係部局と減免制度の在り方を継続して検討することは妥当である。

なお、生活保護世帯及び独居高齢者世帯の減免制度の廃止に当たっては、水道料金改定による負担増もあることから、配慮が必要と考える。

別表

(1) 水道料金 (1 か月・税抜き)

現行の水道料金表

用途	基本料金	用途	従量料金 (1 m <sup>3</sup> あたりの料金)	
			1~8m <sup>3</sup>	9m <sup>3</sup> ~
家事用	(8 m <sup>3</sup> まで定額) 1,020円	家事用	1~8m <sup>3</sup>	—
			9m <sup>3</sup> ~	143円
家事用 以外	(8 m <sup>3</sup> まで定額) 1,020円	家事用 以外	1~8m <sup>3</sup>	—
			9~20m <sup>3</sup>	143円
			21~50m <sup>3</sup>	179円
			51~200m <sup>3</sup>	215円
			201m <sup>3</sup> ~	226円
臨時用	(10m <sup>3</sup> まで定額) 6,300円	臨時用	1~10m <sup>3</sup>	—
			11m <sup>3</sup> ~	630円

改定後の水道料金表

口径 (mm)	基本料金	用途	従量料金 (1 m <sup>3</sup> あたりの料金)	
			1~8m <sup>3</sup>	9m <sup>3</sup> ~
13~50	860円	家事用	1~8m <sup>3</sup>	41円
75~100	1,320円		9m <sup>3</sup> ~	166円
150	2,700円	家事用 以外	1~8m <sup>3</sup>	41円
200	3,270円		9~20m <sup>3</sup>	166円
250	6,340円		21~50m <sup>3</sup>	204円
臨時用	口径別基本料金 に4,000円を加算		51~200m <sup>3</sup>	245円
			201m <sup>3</sup> ~	257円

(2) 下水道使用料 (1 か月・税抜き)

現行の下水道使用料表

用途	基本料金	用途	従量料金 (1 m <sup>3</sup> あたりの料金)	
			1~8m <sup>3</sup>	9m <sup>3</sup> ~
家事用	(8 m <sup>3</sup> まで定額) 1,096円	家事用	1~8m <sup>3</sup>	—
			9m <sup>3</sup> ~	156円
家事用 以外	(8 m <sup>3</sup> まで定額) 1,096円	家事用 以外	1~8m <sup>3</sup>	—
			9~20m <sup>3</sup>	156円
			21~50m <sup>3</sup>	183円
			51~200m <sup>3</sup>	251円
			201m <sup>3</sup> ~	275円

改定後の下水道使用料表

用途	基本料金	用途	従量料金 (1 m <sup>3</sup> あたりの料金)	
			1~8m <sup>3</sup>	9m <sup>3</sup> ~
家事用	1,026円	家事用	1~8m <sup>3</sup>	10円
			9m <sup>3</sup> ~	156円
家事用 以外	1,026円	家事用 以外	1~8m <sup>3</sup>	10円
			9~20m <sup>3</sup>	156円
			21~50m <sup>3</sup>	183円
			51~200m <sup>3</sup>	251円
			201m <sup>3</sup> ~	275円